

石川県公報

平成 21 年 10 月 19 日 (月曜日)

号 外

(第 87 号)

目 次

教育委員会
○石川県立高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

1

○平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者、同定時制の課程第1学年入学者、石川県立高等学校推薦入学者、石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学者、石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学者、石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者、石川県立能都北辰高等学校専攻科入学者、石川県立特別支援学校（義務教育課程を除く。）入学者及び石川県立金沢錦丘中学校入学者募集公告

6

教 育 委 員 会

石川県立高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年十月十九日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第六号

石川県立高等学校規則及び石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則
(石川県立高等学校規則の一部改正)

第 1 条 石川県立高等学校規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第三号）の 1 部を次のものに改定する。
別表を次のものに改める。

別表（第 2 条関係）

印の学科は募集停止中

学 校 名	課 程	種 別	定 時 制 昼夜間制別	設 置 学 科	収容基準 生徒数
石川県立大聖寺実業高等学校	全 日 制			電子機械科	人 360
				情報ビジネス科	
石川県立大聖寺高等学校	全 日 制			普 通 科	720
石川県立加賀高等学校	全 日 制			総 合 学 科	360
石川県立加賀聖城高等学校	定 時 制		夜 間 制	普 通 科	200
			昼 間 制	普 通 科	
石川県立小松商業高等学校	全 日 制			商 業 科	480
				情 報 処 理 科	
石川県立小松工業高等学校	全 日 制			機 械 シ ス テ ム 科	720
				機 械 テ ク ニ カ ル 科	
				電 気 科	
				電 子 情 報 科	
				建 築 土 木 科	
石川県立小松高等学校	全 日 制			マ テ リ ア ル 科	960
				普 通 科	
				理 数 科	

石川県立小松北高等学校	定時制	夜間制	普通科	440
		昼間制	普通科	
石川県立小松明峰高等学校	全日制		普通科	760
石川県立寺井高等学校	全日制		総合学科	520
石川県立鶴来高等学校	全日制		普通科	480
石川県立松任高等学校	全日制		普通科	520
			総合学科	
石川県立翠星高等学校	全日制		総合グリーン科学科	480
石川県立野々市明倫高等学校	全日制		普通科	800
石川県立金沢錦丘高等学校	全日制		普通科	1,000
石川県立金沢泉丘高等学校	全日制		普通科	1,120
			理数科	
	通信制		普通科 衛生看護科	960
石川県立金沢二水高等学校	全日制		普通科	1,080
石川県立金沢中央高等学校	定時制	夜間制	総合学科	800
		昼間制	総合学科	
石川県立金沢伏見高等学校	全日制		普通科	880
石川県立金沢辰巳丘高等学校	全日制		普通科	600
石川県立金沢商業高等学校	全日制		総合情報ビジネス科	880
石川県立工業高等学校	全日制		機械システム科	960
			電気科	
			電子情報科	
			材料化学科	
			工芸科	
			テキスタイル工学科 デザイン科	
石川県立金沢桜丘高等学校	全日制		普通科	1,120
石川県立金沢西高等学校	全日制		普通科	960
石川県立金沢北陵高等学校	全日制		総合学科	640
石川県立金沢向陽高等学校	全日制		普通科	480
石川県立内灘高等学校	全日制		普通科	360
石川県立津幡高等学校	全日制		体育科	720
			総合学科	
石川県立羽咋高等学校	全日制		普通科	600
石川県立羽松高等学校	定時制	昼間制	普通科	160
石川県立羽咋工業高等学校	全日制		電子機械科	360
			電気科	
			建設造形科	
石川県立宝達高等学校	全日制		普通科	240
石川県立志賀高等学校	全日制		普通科	320
			総合学科	
石川県立高浜高等学校	全日制		普通科	80
			機械システム科	
石川県立富来高等学校	全日制		普通科	80
石川県立七尾東雲高等学校	全日制		テクニカル工学科	
			デジタル工学科	

				演劇科	
				総合学科	720
石川県立七尾高等学校	全日制			普通科	720
				理数科	
石川県立七尾城北高等学校	定時制		夜間制	普通科	160
石川県立田鶴浜高等学校	全日制			衛生看護科	240
				健康福祉科	
				専攻科 衛生看護科	
石川県立鹿西高等学校	全日制			普通科	480
石川県立穴水高等学校	全日制			普通科	240
石川県立能登高等学校	全日制			普通科	320
				地域創造科	
石川県立能都北辰高等学校	全日制			普通科	120
				海洋科	
				専攻科 水産科	10
石川県立能登青翔高等学校	全日制			生産科学科	80
				総合学科	
石川県立門前高等学校	全日制			普通科	240
石川県立輪島高等学校	全日制			普通科	600
				総合学科	
	定時制		夜間制	普通科	160
石川県立飯田高等学校	全日制			普通科	600
				総合学科	

(石川県立特別支援学校設置のしるし)

別表 石川県立特別支援学校設置 (昭和四十年石川県教育委員会設置第十号) のしるしのちのしるしに
 記載を次のように改める。

別表 (第2条関係)

学 校 名	対象障害種	部	科	学 科	修業年限	収 容 基 準 幼児・生徒数
石 川 県 立 盲 学 校	視覚障害	小学部			6 年	- 人
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	33
			保 健 理 療 科		3	24
			専攻科	保 健 理 療 科	3	24
理 療 科	3	24				
石 川 県 立 ろ う 学 校	聴覚障害	幼稚部			3	27
		小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	36
			専攻科	情 報 デ ザ イ ン 科	2	16
石 川 県 立 明 和 特 別 支 援 学 校	肢体不自由	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	54
	知的障害	小学部			6	-
		中学部			3	-
		高等部	普 通 科		3	177

石 川 県 立 明 和 特 別 支 援 学 校 松 任 分 校	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
石 川 県 立 い し か わ 特 別 支 援 学 校	肢 体 不 自 由	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	86
	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	121
石 川 県 立 小 松 瀬 領 特 別 支 援 学 校	肢 体 不 自 由	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	42
石 川 県 立 錦 城 特 別 支 援 学 校	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	70
石 川 県 立 小 松 特 別 支 援 学 校	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	90
石 川 県 立 七 尾 特 別 支 援 学 校	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	102
石 川 県 立 七 尾 特 別 支 援 学 校 輪 島 分 校	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	33
石 川 県 立 七 尾 特 別 支 援 学 校 珠 洲 分 校	知 的 障 害	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	33
石 川 県 立 医 王 特 別 支 援 学 校	病 弱	小学部		6	-
		中学部		3	-
		高等部	普 通 科	3	66
石 川 県 立 医 王 特 別 支 援 学 校 小 松 み ど り 分 校	病 弱	小学部		6	-
		中学部		3	-

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(石川県立特別支援学校規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則による改正前の石川県特別支援学校規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、石川県立総合養護学校、石川県立小松瀬領養護学校、石川県立錦城養護学校、石川県立小松養護学校、石川県立明和養護学校、石川県立七尾養護学校及び石川県立医王養護学校に平成二十一年度入学を志願し、当該学校長によりて選抜その他の事務を処理された者については、それぞれ石川県立いしかわ特別支援学校、石川県立小松瀬領特別支援学校、石川県立錦城特別支援学校、石川県立小松特別支援学校、石川県立明和特別支援学校、石川県立七尾特別支援学校及び石川県立医王特別支援学校に入学を志願し、当該学校長によりて選抜その他の事務を処理されたものとする。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、現に次の表の上欄に掲げる学校に在籍する児童及び生徒については、施行日以後それぞれ当該上欄に掲げる学校の相当学年に在籍するものとする。

上 欄				下 欄				
学 校 名	対象障害種	部	学科	学 校 名	対象障害種	部	学科	
石川県立養護学校	肢体不自由	小学部		石川県立明和特別支 援学校	肢体不自由	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
石川県立明和養護学 校	知的障害	小学部			知的障害	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
同 松任分校	知的障害	小学部			同 松任分校	知的障害	小学部	
		中学部					中学部	
石川県立総合養護学 校	肢体不自由	小学部			石川県立いしかわ特 別支援学校	肢体不自由	小学部	
		中学部		中学部				
		高等部	普通科	高等部			普通科	
	知的障害	小学部		知的障害		小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
石川県立小松瀬嶺養 護学校	肢体不自由	小学部		石川県立小松瀬嶺特 別支援学校	肢体不自由	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
石川県立錦城養護学 校	知的障害	小学部		石川県立錦城特別支 援学校	知的障害	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
石川県立小松養護学 校	知的障害	小学部		石川県立小松特別支 援学校	知的障害	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
石川県立七尾養護学 校	知的障害	小学部		石川県立七尾特別支 援学校	知的障害	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
同 輪島分校	知的障害	小学部		同 輪島分校	知的障害	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
同 珠洲分校	知的障害	小学部		同 珠洲分校	知的障害	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
石川県立医王養護学 校	病弱	小学部		石川県立医王特別支 援学校	病弱	小学部		
		中学部				中学部		
		高等部	普通科			高等部	普通科	
同 小松みどり分校	病弱	小学部		同 小松みどり分校	病弱	小学部		
		中学部				中学部		

- 4 改正前の規則の規定によつて、前項の表の上欄に掲げる学校の校長の行った処分その他の手続で、施行日以後なお効力を有するものについては、それぞれ当該下欄に掲げる学校の校長の行った処分その他の手続とみなす。
- 5 施行日の前日において、附則第三項の表の上欄の学校名の欄に掲げる学校に勤務若しくは兼務（以下「勤務」といふ。）を命ぜられていた職員は、別に辞令を命ぜられない限り、施行日をもつて、それぞれ当該下欄の学校名の欄に掲げる学校に勤務を命ぜられたものとする。

平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者、同定時制の課程第1学年入学者、石川県公立高等学校推薦入学者、石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学者、石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学者、石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者、石川県立能都北辰高等学校専攻科入学者、石川県立特別支援学校(義務教育課程を除く。)入学者及び石川県立金沢錦丘中学校入学者募集公告

平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科にあっては、次の(1)、(2)又は(3)を満たすものとする。

- (1) 平成22年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表1(平成22年度石川県公立高等学校(全日制)第1学年募集定員)のとおりとする。

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、一人1校1学科(コース)に限り出願することができるものとする。

ただし、次のとおり同一校における第2志望又は併願を認める。

ア 普通科、職業に関する学科、体育科、地域創造科、演劇科及び総合学科の間で、第2志望を認める。

イ 普通科にコースを設置する学校については、各コース及び普通科(コースを除く。)の間で、第2志望を認める。

ウ 普通科と理数科については、順位をつけない併願を認める。

なお、第2志望を記入する場合は、各学科の特色や入学後の進路について、十分考慮して行うこと。

- (2) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身中学校長(以下「中学校長」という。)を経由して志願先高等学校長に提出する。
- (3) 石川県立高等学校を志願する場合の入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。
なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 県外からの出願者及び1の(3)の学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、入学願書に志願先高等学校を所管する教育委員会(以下「教育委員会」という。)が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (5) 中学校長は、別に定める調査書及び成績一覧表を志願先高等学校長に提出し、平成21年度卒業予定者全員に係る成績一覧表を石川県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出するものとする。

4 志願変更

- (1) 志願の変更

入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者又は同一校に設置される他の学科(コース)に志願を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。

ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

- (2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して、先に入学願書を提出した高等学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料(納入票)を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 同一校に設置される他の学科(コース)へ志願変更する場合も、アに準じて手続をすること。

ウ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

(1) 入学願書受付期間

平成22年2月19日(金)から2月24日(水)まで

ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(2)を参照すること。

(2) 志願者数公表

平成22年2月24日(水)午後3時30分、各高等学校において行う。

(3) 志願変更期間(入学願書取下げ、変更出願)

平成22年3月1日(月)から3月3日(水)まで

(4) 調査書等の提出期間

平成22年3月3日(水)から3月5日(金)まで

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、2月24日(水)及び3月3日(水)は、午前9時から午後3時までとする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり、合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに高等学校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。

なお、面接、適性検査、作文及び小論文の結果も十分参考にする。

7 調査書

調査書は、別に定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに志願先高等学校長に提出することとする。

9 学力検査等

(1) 学力検査等は、平成22年3月10日(水)及び11日(木)の両日、志願者全員について各志願先高等学校において行う。

(2) 1日目には、国語、数学、社会、理科及び外国語(英語(「聞くことの検査」を含む。))の5教科の学力検査を次の日程により実施する。

3月10日(水)	9:00 ~ 9:50	10:10 ~ 11:00	11:20 ~ 12:10	13:10 ~ 14:00	14:20 ~ 15:10
	国 語	数 学	社 会	理 科	英 語

*各教科100点満点

(3) 2日目には、面接、適性検査、作文及び小論文のうちいずれか一つ又は複数を実施する。各高等学校における2日目の検査科目等については、別に定める。

なお、検査の実施時間等については、当該高等学校の実施要項によるものとする。

(4) 学力検査における傾斜配点は、学校・学科(コース)ごとに実施できるものとする。

ただし、比重を高くできる教科は2教科までとし、比重をかける配点は2倍を超えない範囲とする。比重をかける方法については、次のいずれかとする。

学校であらかじめ定めた教科の配点を高くする。

受検生の高得点教科の配点を高くする。

なお、傾斜配点実施校名及びその内容等については、別に定める。

10 合格者の発表

平成22年3月18日(木)正午、各高等学校において、受検番号の掲示をもって行う。

11 県外からの出願

(1) 出願手続

ア 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、平成22年1月8日(金)以降に教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、志願先高等学校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

イ 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項)に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。

(2) 出願の特例措置

ア 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

イ この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて志願先高等学校へ出願することができるものとする。その出願期間は、平成22年3月1日(月)から3月3日(水)午後3時までとする。

(3) 七尾東雲高等学校演劇科への出願

所定の入学願書とともに、全国のいずれの公立高等学校にも併願しない旨の中学校長名の「証明書」を直接七尾東雲高等学校に提出するものとする。ただし、志願できるのは演劇科のみであり、第2志望は認めない。なお、出願の承認は「受検票」の交付をもってこれに代える。

12 帰国生徒及び外国人生徒の出願等について

(1) 帰国生徒及び外国人生徒の出願

ア 中学校に在籍する帰国後3年未満(外国人生徒にあっては入国後3年未満)の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

イ 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

(2) 受入れ協力校

(1)のア又はイに該当する者は、どの高等学校へも出願できるが、その受入れに一定の配慮をする受入れ協力校(小松明峰、金沢辰巳丘、鹿西、輪島及び小松市立高等学校の5校)がある。

13 学力検査における特別措置

学力検査において次の(1)のア～ケの特別措置を希望する者については、申請により措置を受けることができるものとする。

(1) 特別措置事項

ア 座席の移動 イ 別室受検 ウ 放送による諸注意等の文書による提示

エ 問題用紙の拡大 オ 拡大鏡の使用 カ 車椅子による受検

キ テープレコーダーの使用(別室) ク 「聞くことの検査」の口話法での実施(別室)

ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題(別室)

なお、「聞くことの検査」の口話法での実施については、英語の学力検査開始前に10分間の読話練習を行う。さらに、「聞くことの検査」において、日本文を2回、英文を3回繰り返し、このとき延長した時間分だけ、英語の学力検査を延長できるものとする。

(2) 特別措置申請手続

ア この措置を希望する者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別措置申請書により中学校長を経て志願先高等学校長に申請するものとする。

イ 当該高等学校長は、県教育委員会と協議の上、措置事項について中学校長に通知するものとする。

14 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

別表1 平成22年度石川県公立高等学校(全日制)第1学年募集定員

学 校 名	設 置 学 科	募 集 人 員 (人)	
		学 科 別	計
石川県立大聖寺実業高等学校	電 子 機 械 科	80	120
	情 報 ビ ジ ネ ス 科	40	
石川県立大聖寺高等学校	普 通 科	240	240
	(うち国際文化コース)	40)	
石川県立加賀高等学校	総 合 学 科	120	120
石川県立小松商業高等学校	商 業 科	120	160
	情 報 処 理 科	40	
石川県立小松工業高等学校	機 械 シ ス テ ム 科	40	240
	機 械 テ ク ニ カ ル 科	40	
	電 気 科	40	
	電 子 情 報 科	40	
	建 築 土 木 科	40	
	マ テ リ ア ル 科	40	
石川県立小松高等学校	普 通 科	280	320
	理 数 科	40	
石川県立小松明峰高等学校	普 通 科	280	280
石川県立寺井高等学校	総 合 学 科	200	200
石川県立鶴来高等学校	普 通 科	160	160
	(うちスポーツ科学コース)	40)	
石川県立松任高等学校	普 通 科	80	200
	総 合 学 科	120	
石川県立翠星高等学校	総合グリーン科学科	160	160
石川県立野々市明倫高等学校	普 通 科	280	280
石川県立金沢錦丘高等学校	普 通 科	360	360
石川県立金沢泉丘高等学校	普 通 科	360	400
	理 数 科	40	
石川県立金沢二水高等学校	普 通 科	360	360
石川県立金沢伏見高等学校	普 通 科	320	320
	(うち自然科学コース)	40)	
	(うち国際文化コース)	40)	
	(うち人間福祉コース)	40)	
石川県立金沢辰巳丘高等学校	普 通 科	200	200
	(うち芸術コース)	40)	
	(うち外国語コース)	40)	
石川県立金沢商業高等学校	総合情報ビジネス科	320	320
石川県立工業高等学校	機 械 シ ス テ ム 科	80	
	電 気 科	40	
	電 子 情 報 科	40	
	材 料 化 学 科	40	
	工 芸 科	40	
	テキスタイル工学科	40	

	デ ザ イ ン 科	40	320
石川 県 立 金 沢 桜 丘 高 等 学 校	普 通 科	400	400
石川 県 立 金 沢 西 高 等 学 校	普 通 科	320	320
石川 県 立 金 沢 北 陵 高 等 学 校	総 合 学 科	240	240
石川 県 立 金 沢 向 陽 高 等 学 校	普 通 科	160	160
石川 県 立 内 灘 高 等 学 校	普 通 科 (うち情報科学コース 40)	120 40)	120
石川 県 立 津 幡 高 等 学 校	体 育 科 総 合 学 科	80 160	240
石川 県 立 羽 咋 高 等 学 校	普 通 科	200	200
石川 県 立 羽 咋 工 業 高 等 学 校	電 子 機 械 科 電 気 科 建 設 造 形 科	40 40 40	120
石川 県 立 宝 達 高 等 学 校	普 通 科	80	80
石川 県 立 志 賀 高 等 学 校	普 通 科 総 合 学 科	80 80	160
石川 県 立 七 尾 東 雲 高 等 学 校	テ ク ニ カ ル 工 学 科 デ ジ タ ル 工 学 科 演 劇 科 総 合 学 科	40 40 40 120	240
石川 県 立 七 尾 高 等 学 校	普 通 科 理 数 科	200 40	240
石川 県 立 田 鶴 浜 高 等 学 校	衛 生 看 護 科 健 康 福 祉 科	40 40	80
石川 県 立 鹿 西 高 等 学 校	普 通 科	160	160
石川 県 立 穴 水 高 等 学 校	普 通 科	80	80
石川 県 立 能 登 高 等 学 校	普 通 科 地 域 創 造 科	80 80	160
石川 県 立 門 前 高 等 学 校	普 通 科	80	80
石川 県 立 輪 島 高 等 学 校	普 通 科 総 合 学 科	120 80	200
石川 県 立 飯 田 高 等 学 校	普 通 科 総 合 学 科	120 80	200
小 松 市 立 高 等 学 校	普 通 科 (うち芸術コース 40)	200 40)	200
金 沢 市 立 工 業 高 等 学 校	機 械 科 電 気 情 報 科 建 築 科 土 木 科	80 80 40 40	240
(計 40 校)			8,680

平成22年度石川県公立高等学校定時制の課程第1学年入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県公立高等学校定時制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 平成22年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者が県内に居住又は勤務している者(入学までに県内に居住又は勤務する者を含む。)

2 募集定員

各高等学校の募集定員は、別表1(平成22年度石川県公立高等学校(定時制)第1学年募集定員)のとおりとする。

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願することができる。
ただし、同一校に設置する異なる部(午前部、午後部、夜間部)の間で、第2志望を認める。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料950円を添え、原則として在学又は出身中学校長(以下「中学校長」という。)を経由して志願先高等学校長に提出する。
なお、石川県立高等学校を志願する者の入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3の③に同じとし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 中学校長は、別に定める調査書を志願先高等学校長に提出する。
ただし、調査書を期間中に高等学校長に提出できない事情にある者については、中学校長が発行した成績証明書等をもってこれに代えることができる。

4 出願等の期間

入学願書の受付期間、調査書等の提出期間等は、次のとおりとする。

入学願書の受付期間 調査書の提出期間	平成22年3月3日(水)から3月23日(火)まで (ただし、土曜日及び日祝日は、受付をしない。)
受付時間	午前9時から午後4時まで (石川県立七尾城北高等学校は午後1時から午後4時まで)

5 入学者の選抜

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「6 入学者の選抜」に準ずる。

ただし、面接及び作文のうちいずれか一つ又は両方を実施し、その結果も参考にする。

なお、満20歳以上(平成22年4月1日現在)の者については、申し出によって学力検査を行わず、中学校長から提出された調査書等の必要書類、面接及び作文を資料として選抜を行うことができるものとする。(以下「成人特別選抜」という。)

6 調査書

全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。

7 自己申告書

自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

8 学力検査等

- (1) 学力検査は、国語及び数学の2教科について実施し、成人特別選抜によらない志願者全員について、夜間部、午前部及び午後部とも下表に示す日程により、各志願先高等学校において行う。

期日	時間	9:00 ~ 9:40	9:55 ~ 10:35
平成22年3月25日(木)		国 語	数 学

なお、面接及び作文のうち、いずれか一つ又は両方を、平成22年3月25日(木)の学力検査終了後実施する。面接及び作文の実施校については別に定める。

- (2) 成人特別選抜による志願者全員については、3月25日(木)に面接及び作文を実施する。

なお、時間等の詳細については当該高等学校長がこれを定める。

9 合格者の発表

夜間部、午前部及び午後部とも、平成22年3月30日(火)正午、各高等学校において受験番号の掲示をもって行う。

10 県外からの出願

県外からの志願者が提出すべき入学志願特別事情具申書については、入学願書受付期間内に志願先高等学校長に提出すればよいものとする。

ただし、その出願事由等が明らかな者については、この入学志願特別事情具申書の提出を求めることなく、その入学願書を受取することができるものとする。

11 帰国生徒及び外国人生徒の出願等について

(1) 中学校に在籍する帰国後3年未満(外国人生徒にあっては入国後3年未満)の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。

(2) 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が公立高等学校へ出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

12 第2次募集

入学許可者の数がその定員に満たない学科にあっては、次により第2次募集を行うことができる。この場合において、出願手続等は、第1次募集に準じて取り扱うものとする。

(1) 第2次募集の実施については、関係学科に関し、各高等学校長がその必要の有無を判断し、石川県教育委員会と協議して実施する。

なお、詳細については、平成22年3月31日(水)以降、各高等学校へ直接問い合わせること。

(2) やむを得ない事情により、第2次募集に応ずることができなかつた者については、当該学科の定員に余裕があり、かつ、十分教育的配慮を加えることができる場合に限り、平成22年4月16日(金)までの期間において、入学を許可することができるものとする。

13 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

別表1 平成22年度石川県公立高等学校(定時制)第1学年募集定員

学 校 名	夜間部・午前部 又は午後部の別		設 置 学 科	募 集 人 員 (人)	
				学 科 別	計
石川県立加賀聖城高等学校	夜間制	夜間部	普 通 科	40	40
石川県立小松北高等学校	昼間制	午前部	普 通 科	40	120
		午後部	普 通 科	40	
石川県立金沢中央高等学校	昼間制	午前部	総 合 学 科	80	200
		午後部	総 合 学 科	80	
石川県立羽松高等学校	昼間制	午前部	普 通 科	40	40
石川県立七尾城北高等学校	夜間制	夜間部	普 通 科	40	40
石川県立輪島高等学校	夜間制	夜間部	普 通 科	40	40
(計 6 校)					480

平成22年度石川県公立高等学校推薦入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項

全日制の課程の職業に関する学科、体育科、地域創造科、演劇科、普通科の一部及び総合学科について実施する。
また、定時制の課程については、一部の学校において実施する。

1 推薦入学対象学科

(1) 全日制の課程の次の学校の普通科(コースを除く。)について実施する。

大聖寺高等学校、小松明峰高等学校、鶴来高等学校、野々市明倫高等学校、金沢伏見高等学校、金沢辰巳丘高等学校、金沢西高等学校、金沢向陽高等学校、内灘高等学校、羽咋高等学校、宝達高等学校、志賀高等学校、能

登高等学校、門前高等学校、輪島高等学校、小松市立高等学校

- (2) 全日制の課程の次の学科（コース）について実施する。

農業に関する学科 総合グリーン科学科

工業に関する学科 電子機械科、機械システム科、機械テクニカル科、テクニカル工学科、機械科、電気科、電子情報科、デジタル工学科、電気情報科、建築土木科、建築科、土木科、建設造形科、材料化学科、マテリアル科、工芸科、テキスタイル工学科、デザイン科

商業に関する学科 商業科、情報処理科、情報ビジネス科、総合情報ビジネス科

看護に関する学科 衛生看護科

福祉に関する学科 健康福祉科

体 育 科

地 域 創 造 科

演 劇 科

普通科（コース） 自然科学コース、国際文化コース、人間福祉コース、情報科学コース、スポーツ科学コース、芸術コース、外国語コース

総 合 学 科

- (3) 定時制の課程の次の学校の学科について実施する。

加賀聖城高等学校（夜間部・普通科）

金沢中央高等学校（夜間部・総合学科、午前部・総合学科、午後部・総合学科）

羽松高等学校（午前部・普通科）

七尾城北高等学校（夜間部・普通科）

輪島高等学校（夜間部・普通科）

2 対象学科の募集人数及び出願資格

推薦入学を志願できるのは、平成22年3月に石川県内の中学校を卒業見込みの者（七尾東雲高等学校演劇科については、県外の中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者も対象とすることができるものとする。）で、次の(1)のイ、(2)のイ、(3)のイ又は(4)のイのいずれかを満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

また、推薦入学の募集人数は、別に定める。

- (1) 全日制の課程の普通科（コース及び連携型中高一貫教育校を除く。）の推薦入学

ア 推薦入学を実施する学校にあっては、推薦入学の募集人数は、募集定員の20%以内とする。ただし、普通科（コースを除く。）が1学年2学級以下の学校にあっては、30%以内とする。

イ 推薦入学を志願できる者は、次の 及び を満たし、在学中学校長（以下「中学校長」という。）の推薦を得た者とする。

学習の記録が優良であること。

当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。

なお、高等学校が定める推薦要件は別に定める。

- (2) 全日制の課程の職業に関する学科、体育科、地域創造科、演劇科、普通科（自然科学、国際文化、人間福祉、情報科学、スポーツ科学、芸術及び外国語の各コース）及び総合学科の推薦入学

ア 推薦入学の募集人数は、募集定員の50%以内とする。

イ 推薦入学を志願できる者は、次の ~ の推薦要件を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。

当該学科（コース）を志望する動機、理由が明白かつ適切であること。

当該学科（コース）に対する適性、興味及び関心を有すること。

調査書に優れた点や長所の記録を有すること又は当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。なお、高等学校が定める推薦要件は別に定める。

ただし、高等学校が定める推薦要件による募集人数は、アの募集人数に含まれ、かつ、募集定員の20%以内とする。

- (3) 連携型中高一貫教育校（石川県立門前高等学校）の推薦入学

ア 推薦入学の募集人数は、特に定めのないものとする。

イ 石川県立門前高等学校普通科の推薦入学を志願できる者は、(1)のイを満たすものとする。

(4) 定時制の課程の推薦入学

- ア 推薦入学の募集人数は、募集定員の50%以内とする。
- イ 推薦入学を志願できる者は、次の ~ の推薦要件を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。
 - 当該学科を志望する動機、理由が明白かつ適切であること。
 - 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。

3 出願方法及び出願手続

- (1) 出願は、一人1校1学科に限る。
- (2) 志願者は、推薦入学願書に、全日制の課程にあっては入学検定手数料 2,200円、定時制の課程にあっては入学検定手数料 950円を添え、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。
 - なお、石川県立高等学校を志願する者の入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3の(3)に同じとする。
- (3) 中学校長は、次の書類に推薦入学願書送り状を添えて、志願先高等学校長に提出する。

- ア 推薦入学願書及び入学検定手数料(納入票)
- イ 推薦書
- ウ 志願理由書
- エ 調査書

なお、調査書は全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。また、成績一覧表は、平成22年3月3日(水)から3月5日(金)までに志願先高等学校長あて提出すること。

- (4) 県外から七尾東雲高等学校演劇科へ出願する場合
中学校長は、全国のいずれの公立高等学校にも併願しない旨の「証明書」を直接七尾東雲高等学校に提出するものとする。なお、出願の承認は「受検票」の交付をもってこれに代える。
- (5) 自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

4 出願期間

出願受付期間は、平成22年2月2日(火)及び2月3日(水)とし、期間中の受付時間は、午前9時から午後4時(石川県立七尾城北高等学校にあっては、午後1時から午後4時)までとする。
なお、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 推薦にあたって中学校長のとるべき措置

- (1) 推薦の厳正・公平・適切を期するため、校長を委員長とする推薦委員会を設ける。
- (2) 推薦委員会は、推薦入学に関する事項を取り扱い、被推薦者の決定は、校長が行う。

6 検査科目

推薦入学志願者全員について、面接を実施する。一部の学校においては、面接のほか、実技、作文又は小論文のうち、いずれか一つを実施する。
なお、各高等学校が実施する検査科目については別に定める。

7 検査日程

- (1) 実施期日 平成22年2月9日(火)
- (2) 実施場所 志願先高等学校
- (3) 実施時間 9:00~9:30 受付
9:30~9:45 氏名点呼及び注意事項の伝達
10:00~ 面接等

なお、面接等の詳細については、当該高等学校長が定める。

8 実技

実技は、推薦入学実施学科のうち、次の学科及びコースにおいて行う。

- 学 科：工芸科、デザイン科、体育科及び演劇科
- コース：普通科のスポーツ科学コース及び芸術コース

なお、実技等の詳細については、当該高等学校長が定める。

9 入学者の選抜

- (1) 推薦入学志願者については、学力検査を行わない。

- (2) 高等学校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接、一部の学校にあっては、実技、作文又は小論文の結果を資料として総合的に判断し、合格内定者を決定する。
- 10 合格内定者数の公表及び選考結果の通知
- (1) 平成22年2月16日(火)午前10時、当該高等学校で学科(コース)別合格内定者数を公表する。
- (2) 高等学校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成22年2月16日(火)に各中学校長に送付する。
なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。
- 11 合格者の発表
- 合格の内定を得た者について、全日制の課程においては平成22年3月18日(木)正午、定時制の課程においては平成22年3月30日(火)正午、各志願先高等学校で、一般入学の合格者ととともに発表する。
- 12 選考に漏れた者の取扱い
- 選考に漏れた者で、再度公立高等学校の同一課程(全日制を志願した者は全日制へ、定時制を志願した者は定時制へ)の一般入学に志願しようとする者は、志願を希望する学校・学科(コース)へ、入学願書を新たに作成し、受付期間内に提出するものとする。その際、入学検定手数料(納入票)を推薦入学を志願した高等学校から中学校長を通じて、一般入学を希望する高等学校へ受付開始までに送付するので、新たに入学検定手数料を納入する必要はない。
- 13 その他
- この要項に定めるもののほか、推薦入学による選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

平成22年度石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県立高等学校連携型中高一貫教育校の連携型入学実施要項

連携型中高一貫教育校において実施する。

1 実施校

石川県立門前高等学校

2 募集人数及び出願資格

連携型入学を志願できるのは、平成22年3月に連携中学校を卒業見込みの者で、次の(1)を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

また、連携型入学の募集人数は、特に定めないものとする。

- (1) 連携中学校での学習成果をさらに継続し発展させ、何ごとにも意欲的かつ創造的に取り組み、個性の伸長に努めることができること。

3 出願方法及び出願手続

- (1) 連携中学校から当該連携高等学校を志願する者は、同日に実施される推薦入学と連携型入学のうち、連携型入学に志願することを原則とする。

- (2) 志願者は、連携型入学願書に入学検定手数料2,200円を添え、在学中中学校長(以下「中学校長」という。)を経由して志願先高等学校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の3の(3)に同じとする。

- (3) 中学校長は、次の書類に連携型入学願書送り状(推薦入学願書送り状に準ずる。)を添えて、志願先高等学校長に提出する。

ア 連携型入学願書及び入学検定手数料(納入票)

イ 当該高等学校が内容を指定するレポート

ウ 調査書

エ その他、必要に応じて当該高等学校が提出を求める書類

なお、調査書は全日制の課程第1学年入学者募集要項の「7 調査書」に準ずる。また、成績一覧表は、平成22年3月3日(水)から3月5日(金)までに志願先高等学校長あて提出すること。

- (4) 自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

4 出願期間

出願受付期間は、平成22年2月2日(火)及び2月3日(水)とし、期間中の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 日程

連携型入学志願者全員について、面接を実施する。

- (1) 実施期日 平成22年2月9日(火)
- (2) 実施場所 志願先高等学校
- (3) 実施時間 9:00~9:30 受付
9:30~9:45 氏名点呼及び注意事項の伝達
10:00~ 面接

なお、面接の詳細については、当該高等学校長が定める。

6 入学者の選抜

- (1) 連携型入学志願者については、学力検査を行わない。
- (2) 高等学校長は、当該高等学校が内容を指定するレポート、調査書、面接及び必要に応じて当該高等学校が提出を求める書類を資料として総合的に判断し、合格内定者を決定する。

7 合格内定者数の公表及び選考結果の通知

- (1) 平成22年2月16日(火)午前10時、当該高等学校で合格内定者数を公表する。
- (2) 高等学校長は、連携型入学選考結果通知書(推薦入学選考結果通知書に準ずる。)を作成し、平成22年2月16日(火)に中学校長に送付する。

なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。

8 合格者の発表

合格の内定を得た者について、平成22年3月18日(木)正午に志願先高等学校で、一般入学の合格者とともに発表する。

9 選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者で、再度公立高等学校の同一課程の一般入学に志願しようとする者は、志願を希望する学校・学科(コース)へ、入学願書を新たに作成し、受付期間内に提出するものとする。その際、入学検定手数料(納入票)を連携型入学を志願した高等学校から中学校長を通じて、一般入学を希望する高等学校へ受付開始までに送付するので、新たに入学検定手数料を納入する必要はない。

10 その他

この要項に定めるもののほか、連携型入学による選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

平成22年度石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県立高等学校併設型中高一貫教育校の併設型入学実施要項

併設型入学は、併設型中高一貫教育校において、平成22年3月に当該併設中学校卒業見込みの者を対象として実施する。

1 併設型入学における手続等

- (1) 併設型中高一貫教育校である石川県立金沢錦丘中学校から石川県立金沢錦丘高等学校への入学を希望する者は、平成21年12月22日(火)までに、入学希望届(様式は当該併設高等学校長が定める。)を当該併設中学校長を経由して当該併設高等学校長に提出するものとする。提出した者(以下、「入学予定者」という。)については、入学者選抜は行わない。
- (2) 併設高等学校長は、当該併設中学校を卒業した入学予定者の入学を許可するものとする。
- (3) (1)で定める期日までに入学希望届を提出しない者は、併設型入学による入学資格を失うものとする。
- (4) 入学予定者であっても、併設高等学校以外の学校に出願手続きをした者は、入学予定者としての資格を失うものとする。

2 入学予定者数の公表

併設高等学校長は、平成22年2月16日(火)午前10時に、当該高等学校で併設型入学による入学予定者数を公表する。

3 その他

この要項に定めるもののほか、併設型入学に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

平成22年度石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県立高等学校通信制の課程第1学年入学者募集要項

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 平成22年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者が県内に居住する者(入学までに県内に居住する者を含む。)

2 募集定員

普通科 200人

衛生看護科 40人(石川県立総合看護専門学校看護学科在学者及び入学予定者が出願できる。)

3 実施校

石川県立金沢泉丘高等学校

石川県金沢市泉野出町3丁目10番10号 〒921-8517(電話 076-241-6424)

4 出願手続

- (1) 入学志願者は、次の書類等を石川県立金沢泉丘高等学校長に提出する。

ア 入学願書

所定の入学願書に入学検定手数料950円(石川県証紙を用い、消印しないこと。)を添える。

イ 調査書等

次に掲げるもののうち、該当するものを提出すること。

1の(1)又は(2)に該当する者は調査書(所定の用紙を使用して出身中学校で作成し、厳封されたもの。)

1の(3)に該当する者は、修学した学校の成績証明書及び修了(卒業)証明書

ウ 自己申告書

自己申告書については、全日制の課程第1学年入学者募集要項の「8 自己申告書」に準ずる。

エ 返信用封筒(選抜結果通知送付用)

郵便切手(350円)を貼り、あて先を明記したもの。

オ その他

一度提出された入学検定手数料及び入学志願に関する書類は、理由の有無にかかわらず返還しない。

- (2) 郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、表に「入学願書在中」と朱書する。

なお、受検票送付用として、あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)を同封すること。

5 出願期間

平成22年3月8日(月)から4月1日(木)までとする。

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日祝日は受付をしない。また、郵送によるものは、期間内に到着したものに限り受け付ける。

6 入学者の選抜

入学者の選抜については、提出された書類並びに面接及び作文の結果を資料として、通信制の課程の教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価し、高等学校長が合格者を決定するものとする。

7 面接及び作文の日程

平成22年4月4日(日) 9:00~9:50 作文
10:10~12:00 面接

8 選抜結果の通知

平成22年4月7日(水)、本人あてに文書により通知する。

9 県外からの出願

県外からの志願者が提出すべき入学志願特別事情具申書については、入学願書受付期間中に石川県立金沢泉丘高等学校長に提出すればよいものとする。

ただし、その出願事由等が明らかな者については、この入学志願特別事情具申書の提出を求めることなく、その入学願書を受取することができるものとする。

10 第2次募集

入学許可者の数が定員に満たない場合にあっては、次により第2次募集を行うことができる。この場合において、出願手続等は、第1次募集に準じて取り扱うものとする。

(1) 第2次募集の実施については、石川県立金沢泉丘高等学校長がその必要の有無を判断し、石川県教育委員会と協議して実施する。

なお、詳細については、平成22年4月8日(木)以降、石川県立金沢泉丘高等学校へ直接問い合わせること。

(2) やむを得ない事情により、第2次募集に応ずることができなかつた者については、定員に余裕があり、かつ、十分教育的配慮を加えることができる場合に限り、平成22年4月16日(金)までの期間において、入学を許可することができるものとする。

11 その他

(1) 入学願書及び入学案内書は、石川県立金沢泉丘高等学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記したA4判返信用封筒(240円切手貼付)を同封し、表に「新入生入学願書希望」と朱書の上、申し込むこと。

(2) 不明の点及び詳細については、石川県立金沢泉丘高等学校に問い合わせること。

(3) この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別の事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。

平成22年度石川県立能都北辰高等学校専攻科入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県立能都北辰高等学校専攻科入学者募集要項

1 募集定員

水産科 5人

2 出願資格

高等学校の海洋漁業系学科及び海洋工学系学科を卒業した者、これらの学科を平成22年3月に卒業見込みの者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められた者

3 修業年限 2年

4 出願期間

平成22年1月4日(月)から1月8日(金)までとする。

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、次の書類を出身学校長を経由して、石川県立能都北辰高等学校長に提出する。

ア 入学願書

所定の入学願書に入学検定手数料2,200円(石川県証紙を用い、消印しないこと。)を添える。なお、既納の入学検定手数料及び入学志願に関する書類は、理由の有無にかかわらず返還しない。

イ 調査書

所定の用紙を用い、出身学校長が作成したもの。ただし、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。

ウ 健康診断書

公的医療機関が作成したもの。ただし、石川県立能都北辰高等学校卒業見込みの者については、提出を要しない。

エ 写真

正面、上半身、無帽、無背景(縦4cm×横3cm)とし、出願前3カ月以内に撮影したものの1枚(裏面に氏名を明記すること。)

オ 切手

合否通知書送付用及び入学式案内用として、郵便切手(120円)2枚

- (2) 郵送による出願を希望する者は、簡易書留とし、表に「入学願書在中」と朱書すること。

なお、受検票送付用としてあて先を明記し、郵便切手(80円)を貼った封筒を同封すること。

- (3) 入学願書及び入学案内は、石川県立能都北辰高等学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し郵便切手(120円)を貼った封筒を同封の上、申し込むこと。

<申し込み先> 郵便番号 927 - 0433

石川県鳳珠郡能登町字宇出津マ字106番地の7

石川県立能都北辰高等学校 電話 0768 - 62 - 0544

6 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書、学力検査及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

7 学力検査及び面接の期日等

- (1) 学力検査及び面接の期日

平成22年1月15日(金)午前9時からとし、志願者全員について石川県立能都北辰高等学校において行う。

- (2) 学力検査の科目

高等学校の海洋漁業系学科を卒業した者又は卒業見込みの者

英語、航海・計器、漁船運用

高等学校の海洋工学系学科を卒業した者又は卒業見込みの者

英語、機関(船用機関、水産工学)、機関(機械設計工作、電気工学)

8 合格者の発表

平成22年1月21日(木)正午、石川県立能都北辰高等学校において行う。

9 その他

不明の点及び詳細については、石川県立能都北辰高等学校に問い合わせること。

平成22年度石川県立特別支援学校(義務教育課程を除く。)入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石 川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県立盲学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 高等部

ア 平成22年3月に盲学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

- (2) 高等部専攻科

盲学校高等部普通科、保健医療科若しくは高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

なお、専攻科保健医療科、専攻科理療科の間で、第2志望を認める。

(1)、(2)とも入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する視覚障害者で、両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものとする。

2 募集人員

(1) 高等部

- ア 普通科 第 1 学年 約 11 人
- イ 保健理療科 第 1 学年 約 8 人
(あん摩マッサージ指圧師養成課程 3 年制)

(2) 高等部専攻科

- ア 保健理療科 第 1 学年 約 8 人
(あん摩マッサージ指圧師養成課程 3 年制)
- イ 理療科 第 1 学年 約 8 人
(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成課程 3 年制)

3 出願手続

以下の書類等を石川県立盲学校長へ提出すること。

(1) 普通科、保健理療科

- ア 所定の入学願書
- イ 在学又は出身中学校の調査書 (又は卒業証明書及び成績証明書)
- ウ 所定の眼科診断書 (金沢大学附属病院眼科)
- エ 所定の健康診断書
- オ 入舎希望調査書
- カ 受検文字等調査書
- キ あて先を明記した返信用封筒 (80円切手貼付) 2 部
- ク 履歴書 (保健理療科のみ)

(2) 専攻科保健理療科、専攻科理療科

- ア 所定の入学願書
- イ 在学又は出身高等学校の調査書 (又は卒業証明書及び成績証明書)
ただし、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。
- ウ 所定の眼科診断書 (金沢大学附属病院眼科)
- エ 所定の健康診断書
- オ 入舎希望調査書
- カ 受検文字等調査書
- キ あて先を明記した返信用封筒 (80円切手貼付) 2 部
- ク 履歴書

4 出願期間

平成 22 年 2 月 1 日 (月) から 2 月 26 日 (金) まで

なお、受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、土曜日及び日祝日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立盲学校

〒920 - 0942 石川県金沢市小立野 5 丁目 3 番 1 号

6 入学者選抜

(1) 期 日 平成 22 年 3 月 12 日 (金) 午前 9 時から

(2) 場 所 石川県立盲学校

(3) 選抜方法

下記により総合判定をする。

ア 普通科

学力検査 (国語、社会、数学、理科、英語)、視力検査及び面接

イ 保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科

学力検査 (総合 (社会、数学、理科、英語)、聞き取り、小論文)、視力検査、職業適性検査及び面接

ただし、専攻科理療科を受検する者のうち、保健理療科を卒業又は卒業見込みの者及び専攻科保健理療科を

修了又は修了見込みの者については、学力検査科目を基礎科目、専門基礎科目及び専門科目に代えることができる。

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月19日(金)正午に、本校にて受験番号の掲示をもって行うとともに、本人あてに発送する。

8 その他

- (1) 入学希望者は、出願の前に石川県立盲学校で入学相談を受けること。
- (2) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立盲学校から受け取ること。
- (3) 詳細については、石川県立盲学校(電話076-262-9181)に問い合わせること。
- (4) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立ろう学校幼稚部幼児、高等部生徒募集要項

1 出願資格

(1) 幼稚部

聴覚に障害があり、平成22年4月1日現在満3歳に達している幼児のうち、保護者の付添いで通学可能な者(4・5歳の入学も可能)

(2) 高等部普通科

ア 平成22年3月にろう学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

(3) 高等部専攻科(2年制)

情報デザイン科

ろう学校高等部若しくは高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ)を卒業又は卒業見込みの者及び高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

各部、各科とも入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する聴覚障害者で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものとする。

2 募集人員

(1) 幼稚部 3年保育 約9人

(2) 高等部

ア 普通科 第1学年 約11人

イ 専攻科(2年制) 情報デザイン科 第1学年 約8人

3 出願手続

(1) 幼稚部

入学を希望する保護者は、所定の入学願書を石川県立ろう学校長に提出すること。

(2) 高等部普通科

所定の入学願書に調査書を添え、在学又は出身中学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。

(3) 高等部専攻科(2年制) 情報デザイン科

所定の入学願書に調査書を添え、在学又は出身高等学校長を経由して、石川県立ろう学校長に提出すること。ただし、大学入学資格検定又高等学校卒業程度認定試験の合格者は、当該試験の成績証明書を提出して調査書に代えることができる。

4 出願期間

幼 稚 部 }
高等部普通科 } 平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで
高等部専攻科 }

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立ろう学校

〒921-8151 石川県金沢市窪6丁目218番地

6 入学者選抜

(1) 期 日

ア 幼 稚 部 平成22年2月18日(木) 午後1時から

イ 高等部普通科 平成22年2月17日(水) 午前9時15分から

ウ 高等部専攻科 平成22年2月17日(水) 午前9時15分から

(2) 場 所 石川県立ろう学校

(3) 選抜方法

下記により総合判定をする。

ア 幼 稚 部 認知能力検査、運動能力検査、聴力検査及び面接(本人、保護者)

イ 高等部普通科 学力検査(国語、社会、数学)及び面接

ウ 高等部専攻科(情報デザイン科)

学力検査(国語、数学)、小論文及び面接

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

(1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立ろう学校から受け取ること。

なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。

(2) 詳細については、石川県立ろう学校(電話076-242-6218)に問い合わせること。

(3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立明和特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

(1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)し、次に示す障害の程度等に該当する者とする。

ア 肢体不自由教育部門 普通科

肢体不自由者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。

- ・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- ・肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

イ 知的障害教育部門 普通科

知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
 - ・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
- なお、産業技術コースを志願する者は、次のいずれにも該当するものとする。
- ・知的発達の遅滞の程度及び他人との意思疎通や日常生活等への適応機能の障害程度がいずれも軽度のもの
 - ・卒業後の一般就労希望の意志が明確であり、公共交通機関等による自主通学が可能であるもの

2 募集人員

- (1) 肢体不自由教育部門 普通科 第1学年 約20人
- (2) 知的障害教育部門 普通科 第1学年 約69人
(うち、産業技術コースは8人)

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立明和養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) 入学志願者実態調査書
- (4) 入舎希望書(寄宿舍への入舎を希望する者)
- (5) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)2部

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立明和養護学校

〒921-8834 石川県石川郡野々市町中林4丁目70番地

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時から
- (2) 場 所

ア 肢体不自由教育部門 石川県立養護学校

〒921-8845 石川県石川郡野々市町太平寺4丁目164番地

イ 知的障害教育部門 石川県立明和養護学校

〒921-8834 石川県石川郡野々市町中林4丁目70番地

- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。

ア 肢体不自由教育部門 普通科

学力検査(国語・数学・英語)、身体機能検査及び面接(本人、保護者)

イ 知的障害教育部門 普通科

学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)

なお、産業技術コースは作業能力検査を併せて実施する。

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースを志願する者は、産業技術コースを除く普通科を第2志望とすることができる。
- (2) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースを志願する者は、事前に産業技術コースの実習体験及び面談を受けるものとする。なお、志願する者は、石川県立明和養護学校に問い合わせること。
- (3) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立明和養護学校から受け取ること。なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (4) 詳細については、石川県立明和養護学校(電話076-246-1133)に問い合わせること。
- (5) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内にし願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立いしかわ特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者

- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ただし、各部門の入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)し、次に示す障害の程度等に該当する者とする。

ア 肢体不自由教育部門 普通科

肢体不自由者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。

- ・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的動作が不可能又は困難な程度のもの
- ・肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

イ 知的障害教育部門 普通科

知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- ・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
なお、産業技術コースを志願する者は、次のいずれにも該当するものとする。
- ・知的発達の遅滞の程度及び他人との意思疎通や日常生活等への適応機能の障害程度がいずれも軽度のもの
- ・卒業後の一般就労希望の意志が明確であり、公共交通機関等による自主通学が可能であるもの

2 募集人員

- (1) 肢体不自由教育部門 普通科 第1学年 約34人
(2) 知的障害教育部門 普通科 第1学年 約49人
(うち、産業技術コースは8人)

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立総合養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
(2) 入学志願者調査書
(3) 入学志願者実態調査書
(4) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)2部

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付しない。郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立総合養護学校

〒920-3116 石川県金沢市南森本町1番1

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水)午前9時から
(2) 場 所 石川県立総合養護学校
(3) 選抜方法

下記により総合判定する。

ア 肢体不自由教育部門 普通科

学力検査(国語・数学・英語)、身体機能検査及び面接(本人、保護者)

イ 知的障害教育部門 普通科

学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)

なお、産業技術コースは作業能力検査を併せて実施する。

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受験番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースを志願する者は、産業技術コースを除く普通科を第2志望とすることができる。
- (2) 知的障害教育部門の普通科産業技術コースを志願する者は、事前に産業技術コースの実習体験及び面談を受けるものとする。なお、志願する者は、石川県立総合養護学校に問い合わせること。
- (3) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立総合養護学校から受け取ること。なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (4) 詳細については、石川県立総合養護学校(電話076-258-1101)に問い合わせること。
- (5) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立小松瀬領特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
ただし、入学志願者は、小松療育園に入園若しくは通院している者(平成22年4月入園通院予定を含む。)又は肢体不自由者でその障害の程度が次のいずれかに該当し自宅から通学可能な者とする。
 - ・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
 - ・肢体不自由の状態が上記に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

2 募集人員

普通科 第1学年 約17人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立小松瀬領養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) 健康診断書
- (4) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)1部

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立小松瀬領養護学校

〒923-0183 石川県小松市瀬領町丁138の1

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前10時から
- (2) 場 所 石川県立小松瀬領養護学校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学習能力、身体機能検査及び面接(本人、保護者)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受験番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立小松瀬領養護学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。

- (2) 詳細については、石川県立小松瀬領養護学校(電話0761-46-1324)に問い合わせること。
- (3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立錦城特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。
 - ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの
 - ・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 募集人員

普通科 第1学年 約25人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立錦城養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) 学習能力調査書

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立錦城養護学校

〒922-0563 加賀市豊町イ120番地1

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時10分から
- (2) 場 所 石川県立錦城養護学校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。

学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立錦城養護学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (2) 詳細については、石川県立錦城養護学校(電話0761-73-3101)に問い合わせること。
- (3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立小松特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定

に該当する者

ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- ・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 募集人員

普通科 第1学年 約30人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立小松養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付) 1部

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立小松養護学校

〒923-0153 石川県小松市金平町丁76

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時から
- (2) 場 所 石川県立小松養護学校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立小松養護学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (2) 詳細については、石川県立小松養護学校(電話0761-41-1215)に問い合わせること。
- (3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内にし出願手続ができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立七尾特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。

- ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- ・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 募集人員

普通科 第1学年 約36人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立七尾養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
 - (2) 入学志願者調査書
 - (3) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付) 1部
- 4 出願期間
平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで
なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。
また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- 5 提出先
石川県立七尾養護学校
〒926-8545 石川県七尾市下町己部54
- 6 入学者選抜
- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時30分から
 - (2) 場 所 石川県立七尾養護学校
 - (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)
- 7 選抜結果の通知
選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受験番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。
- 8 その他
- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立七尾養護学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
 - (2) 詳細については、石川県立七尾養護学校(電話0767-57-1244)に問い合わせること。
 - (3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立七尾特別支援学校輪島分校高等部生徒募集要項

- 1 出願資格
- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。
・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの
・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
- 2 募集人員
普通科 第1学年 約11人
- 3 出願手続
以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立七尾養護学校長に提出すること。
- (1) 入学願書
 - (2) 入学志願者調査書
 - (3) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付) 1部
- 4 出願期間
平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで
なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。
また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。
- 5 提出先
石川県立七尾養護学校輪島分校

〒927 - 2131 石川県輪島市門前町平1の32番地

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時30分から
- (2) 場 所 石川県立七尾養護学校輪島分校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立七尾養護学校輪島分校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (2) 詳細については、石川県立七尾養護学校輪島分校(電話0768-42-3121)に問い合わせること。
- (3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立七尾特別支援学校珠洲分校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
ただし、入学志願者は、石川県に居住(居住予定を含む。)する知的障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当するものとする。
 - ・知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
 - ・知的発達の遅滞の程度が上記に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

2 募集人員

普通科 第1学年 約11人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立七尾養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)1部

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立七尾養護学校珠洲分校

〒927 - 1467 石川県珠洲市三崎町本17部47番地

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時30分から
- (2) 場 所 石川県立七尾養護学校珠洲分校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学力検査(国語・数学)、運動能力等の諸検査及び面接(本人、保護者)

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立七尾養護学校珠洲分校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (2) 詳細については、石川県立七尾養護学校珠洲分校(電話0768-82-5401)に問い合わせること。
- (3) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立医王特別支援学校高等部生徒募集要項

1 出願資格

- (1) 平成22年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
ただし、独立行政法人国立病院機構医王病院に入院治療を要する病弱者であること。

2 募集人員

普通科 第1学年 約22人

3 出願手続

以下の書類等を在学又は出身中学校長を経由して、石川県立医王養護学校長に提出すること。

- (1) 入学願書
- (2) 入学志願者調査書
- (3) あて先を明記した返信用封筒(80円切手貼付)1部

4 出願期間

平成22年1月12日(火)から1月28日(木)まで

なお、受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、受付をしない。

また、郵送によるものは、簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

5 提出先

石川県立医王養護学校

〒920-0171 石川県金沢市岩出町ホ1番地

6 入学者選抜

- (1) 期 日 平成22年2月17日(水) 午前9時20分から
- (2) 場 所 石川県立医王養護学校
- (3) 選抜方法 下記により総合判定をする。
学力検査(国語、数学)及び面接(本人)
なお、必要に応じて独立行政法人国立病院機構医王病院の意見を求める。

7 選抜結果の通知

選抜結果については、3月4日(木)正午に、本校にて受検番号の掲示をもって行うとともに、保護者あてに発送する。

8 その他

- (1) 出願を希望する者は、平成22年1月12日(火)から1月28日(木)までの期間中に、保護者同伴の上、独立行政法人国立病院機構医王病院で医療相談及び石川県立医王養護学校で教育相談を受けること。
なお、医療相談及び教育相談は、土曜日及び日曜日は行わない。
- (2) 入学願書等出願に必要な書類は、石川県立医王養護学校から受け取ること。
なお、郵送を希望する者は、郵便切手(140円)を同封して申し込むこと。
- (3) 詳細については、石川県立医王養護学校(電話076-257-0572)に問い合わせること。
- (4) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続きができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

平成22年度石川県立金沢錦丘中学校入学者を次の要項により募集する。

平成21年10月19日

石川 県 教 育 委 員 会

平成22年度石川県立金沢錦丘中学校入学者募集要項

1 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住する者(入学までに県内に居住する者を含む。)で、次のいずれかに該当する者

- (1) 平成22年3月に小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校」という。)を卒業見込みの者
- (2) 石川県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者

2 募集定員

120人

3 出願

(1) 出願方法

入学志願者は、所定の入学願書等提出用封筒を使用して、原則として、簡易書留での郵送により、石川県立金沢錦丘中学校長(以下「県立中学校長」という。)に提出する。

ただし、石川県立金沢錦丘中学校(以下「県立中学校」という。)へ持参し、提出することも可とする。

(2) 出願書類等

出願に当たっては、入学願書、受検票、入学検定手数料2,200円、受検票返送用封筒、選抜結果通知用封筒に、小学校長が作成して厳封した調査書を添えて提出する。

入学検定手数料は、所定の額の石川県証紙を使用料(手数料)納入票に貼り、消印せずに提出するものとする。一度提出された入学検定手数料及び入学志願に関する書類は、理由の有無にかかわらず返還しない。

(3) 出願期間

平成22年1月8日(金)から1月14日(木)まで(当該期間内の消印があるものを受け付ける。)

ただし、県立中学校へ持参し、提出する場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとし、土曜日及び日祝日は受付をしない。

(4) 出願先

〒921-8151 石川県金沢市窪6丁目218番地
石川県立金沢錦丘中学校長
電話 076-241-8341

(5) 県外からの出願

県外からの志願者は、入学志願特別事情具申書を、平成21年12月1日(火)以降に石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、交付された入学志願許可書を添えて、県立中学校長に出願しなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、小学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付するものとする。

(6) 帰国児童の出願

ア 帰国後2年未満の帰国児童が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、出願することができる。

イ 外国の小学校を卒業見込み又は卒業した者が県立中学校へ出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、(5)の県外からの出願に準じて行うものとする。

4 受検票の交付

平成22年1月19日(火)、県立中学校長は、志願者に受検票を郵送により交付する。

5 入学者選抜

(1) 選抜方法

入学者の選抜は、次のア及びイにより、県立中学校長が行う。

ア 小学校長から提出される調査書並びに中学校において実施する選抜のための総合適性検査、作文及び面接(以下「適性検査」という。)の結果を資料として、総合的に判定する。

イ 選抜に当たっては、6年間一貫した併設型中高一貫教育を行う県立中学校の教育目標等を踏まえ、志願者の能力・適性等を審査するものとする。

(2) 適性検査の期日及び会場

平成22年1月24日(日)

石川県立金沢錦丘中学校・金沢錦丘高等学校

(3) 適性検査日程

時 間	日 程
9 : 30 ~ 10 : 30	総合適性検査（「聞くことの検査」を含む。）（60分）
10 : 55 ~ 11 : 40	作文（45分）
12 : 45 ~	面接

6 適性検査における配慮事項

適性検査を受検する当たり、病気等の事情により特別な配慮を必要とする場合、保護者は出願期間開始前に県立中学校と十分相談する。

7 選抜結果の通知

- (1) 平成22年2月1日(月)正午、合格者数を公表する。
- (2) 平成22年2月1日(月)、県立中学校長は、志願者全員に選抜結果を文書により通知するとともに、選抜結果通知書を志願者が在籍する小学校の校長に送付する。

8 入学予定者の決定

- (1) 合格者の保護者は、平成22年2月2日(火)から4日(木)までに入学意思確認書を県立中学校へ持参し、提出する。

なお、受付時間は、午前9時から午後5時までとし、2月4日(木)は、午前9時から午後3時までとする。

- (2) 県立中学校長は、入学意思確認書の提出があった場合、入学予定者として決定するとともに、入学予定者証明書を交付する。期間内に入学意思確認書を提出しなかった場合は、入学を辞退したものとみなされる。
- (3) 入学予定者となった者の保護者は、住所の存する市町村教育委員会へ、児童を県立中学校へ就学させる旨、交付された入学予定者証明書を添えて届け出なければならない。
- (4) 入学予定者となった者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市町村教育委員会へ提出していない場合は、入学予定者証明書を含む。）を添えて、県立中学校長に提出するものとする。

9 入学予定者の欠員の補充

- (1) 選抜結果の通知以後に入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、速やかに補欠合格者を決定して入学の意思を確認し、欠員の補充を行う。
- (2) 平成22年3月4日(木)までに補充するものとする。
- (3) 欠員の補充による入学予定者の決定は、「8 入学予定者の決定」に準じて行う。

10 その他

この要項に定めるもののほか、選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、石川県教育委員会教育長が定める。